

支え合いのまち千葉 推進計画 ～第5期千葉市地域福祉計画～

計画期間 令和4（2022）～8（2026）年度

【素案】

令和3（2021）年9月

千 葉 市

はじめに

.....

令和〇(〇)年〇月

千葉市長 神 谷 俊 一

支え合いのまち千葉 推進計画 ～第5期千葉市地域福祉計画～ 目次

第1章 策定にあたって

1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	5
3 計画期間	7

第2章 地域福祉を取り巻く状況の変化

1 各種統計データ	8
2 国の動向	12
3 これまでの取組みと今後の課題	15

第3章 支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）について

1 計画の構成	29
2 圏域の考え方	30
3 基本理念	31
4 計画策定の経過	31

第4章 地域の取組み（住民同士の支え合い）

1 区支え合いのまち推進計画（第5期区計画）について	33
2 計画期間	33
3 区支え合いのまち推進計画のポイント	33
● 中央区支え合いのまち推進計画	35
● 花見川区支え合いのまち推進計画	37
● 稲毛区支え合いのまち推進計画	39
● 若葉区支え合いのまち推進計画	41
● 緑区支え合いのまち推進計画	43
● 美浜区支え合いのまち推進計画	45

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

- 1 基本目標「地域共生社会の実現」 4 7
- 2 取組方針、主要施策、具体的な取組み 4 7

第6章 成年後見制度利用促進計画

- 1 基本計画策定にあたって 6 1
- 2 成年後見制度を必要とする人を取り巻く状況と課題 6 1
- 3 計画の基本方針と施策の体系及び展開 6 2

第7章 取組事例

- 1 ○○○○○ 6 6
- 2 ○○○○○ 6 6
- ○○○○○ 6 6

第8章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進体制 6 7
- 2 計画の評価 6 9

資料編

- 資料編目次 7 1

第1章 策定にあたって

1 策定の趣旨

(1) 現状と課題

近年、地縁・血縁により助け合う機能は低下し、人と人とのつながりの希薄化が進んでいるとされています。その背景として、人口減少・少子高齢化・核家族化の進行、共働き世帯・人生100年時代を踏まえた高齢者の就労者・外国人住民の増加、価値観の多様化や情報通信技術等の急速な進歩に伴う生活環境の変化など、地域社会を取り巻く環境の大きな変化があります。

本市の人口は現在〇〇〇,〇〇〇人(令和3(2021)年〇月〇日時点)であり、国全体の人口が減少に転じるなか、微増傾向を維持してきました。しかしながら、今後減少に転じ、令和7(2025)年には974,900人、令和22(2040)年には907,600人となる見込みで、本市も人口減少の局面を迎えつつあります。

また、高齢化率は、202〇年〇月末時点で〇〇.〇%と、10年前の〇〇.〇%から大きく上昇していますが、これが、令和7(2025)年には28.7%、令和22(2040)年には35.6%まで上昇すると見込まれています。一方、出生数は、令和2(2020)年が5,976人であり、過去30年間で最も多かった2002年の8,605人から大きく減少しており、少子高齢化が急速に進んでいます。

本市はこれまで、平成18(2006)年度に策定した第1期千葉市地域福祉計画(「花の都・ちば ささえあいプラン」)から、4期にわたる地域福祉計画とそれらに基づく取組みにより、地域住民、千葉市社会福祉協議会(以下、「市社協」という。)と行政が一体となって、地域で支え合う仕組みづくりを積極的に推進してきました。

併せて、この間、新たな制度や公的サービスも始まり、平成18(2006)年度には「あんしんケアセンター(地域包括支援センター)」を市内12か所に設置し、高齢者とその家族に対する包括的な相談支援を開始しました。現在では、30か所(出張所2か所を含む)まで拡大し、令和元(2019)年度の相談件数は73,862件となっています。また、平成25(2013)年12月には、「生活自立・仕事相談センター」を市内2か所に設置し、生活困窮者(世帯)に対する包括的な相談支援を開始しました。現在では〇か所で運営を行っており、令和元(2019)年度の相談延べ件数は、20,496件となっています。

さらに、各地域においては、民生委員・児童委員が、地域の身近な相談相手となり、市社協コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターなどが、地域の団体に寄り添って、地域生活課題の解決に向けた支援を行っています。

これらの相談・支援活動を市内で展開してきた中で、老老介護、ひとり暮らし高齢者の社会的孤立、認知症高齢者の増加、ダブルケア、ひきこもり、8050問題、ゴ

ミ屋敷、児童虐待や子どもの貧困の問題など、単独の制度や公的サービスのみでは対応が困難な問題が、地域において発生していることが明らかになってきました。個々が抱える生活課題は、複雑化・多様化し、分野をまたぐ複合的な課題を抱える世帯が顕在化、増加しています。

地域づくりの面でも、地域福祉活動を支える担い手が不足するだけでなく、高齢化・固定化していることも深刻な問題であり、活動の継続が難しくなっている地域も出てきています。

一方で、子ども食堂、地域支え合い活動、高齢者への買い物支援など、新たな取り組みを始めた地域も出てきています。

第5期地域福祉計画の策定にあたっては、こうした地域社会の様々な変化や地域の実情を的確に捉えたうえで、地域の多様な主体が分野を越え、世代を越え、横断的につながり、地域の支え合いの力をより一層高めていくこと、また、誰も置き去りにしない、断らない相談支援体制の構築に向け、具体的な取り組みをさらに進めていくことが必要です。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響とその対応

令和2（2020）年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症による肺炎患者が確認され、その後、感染が拡大し、千葉県においては、令和2（2020）年4月7日から5月25日まで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。その後も、令和3（2021）年1月8日から3月21日までは、2回目の緊急事態宣言、令和3（2021）年4月28日からは、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置が本市に適用され、令和3（2021）年8月2日からは、3回目の緊急事態宣言が発出されるなど、影響が長期化しています。この間、いわゆる「3つの密（密閉、密集、密接）」を避けるため、イベントの中止や縮小、飲食店への休業要請、小学校等の休業、公共施設の利用制限や不要不急の外出自粛要請等が行われ、社会経済活動全般に大きな影響が発生しています。

地域においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、様々な地域福祉活動やイベントが休止・中止を余儀なくされたことにより、高齢者のフレイル（虚弱）・認知症の進行、障害者や子どもたちの生活へのマイナスの影響、人と人とのつながる力やボランティアのモチベーションの低下などが懸念されています。また、生活困窮、児童虐待、DV、自死、家族介護者の負担増、子ども・若者を含めた社会的孤立・孤独の進行・増加や支援を必要とする方々の生活実態やニーズの把握困難など、様々な課題が発生しています。さらに、偏見や差別の拡大が危惧されます。

そうした状況下、地域においては、つながりを絶やさず、つながり続けるため、いわゆる3つの密（密閉、密集、密接）の回避、換気の徹底、社会的距離の確保やマス

クの着用等の「新しい生活様式」を実践するとともに、SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）やオンラインの活用等、様々な工夫が行われています。

第5期地域福祉計画の策定にあたっては、こうした様々な工夫に加え、従前からの課題や問題に対しても、コロナ禍というピンチをチャンスととらえ、住民同士の支え合いが継続、発展するよう、より柔軟な方向に変革していく視点を持つことが必要です。

（3）地域共生社会の実現

第4期地域福祉計画では、重点施策として、「コミュニティソーシャルワーク機能の強化」を位置付け、地域の実情に応じた支え合いの地域づくりに取り組んできました。

第5期地域福祉計画においては、第4期地域福祉計画の成果と課題を明確にしたうえで、地域の様々な団体と連携を深め、コミュニティソーシャルワーク機能を強化し、地域と市がより一体となり、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う『地域共生社会の実現』を目指し、中長期的な視点を加味して、様々な取組みを進めていきます。

また、国においては、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が令和2（2020）年6月に公布され、令和3（2021）年4月1日に施行されました。その中で、8050世帯、ダブルケアやゴミ屋敷など、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、高齢、障害、子ども、生活困窮などの属性を越えた支援を円滑かつ一体的に実施できるよう、包括的な支援体制の整備に関する事項として、新たに「重層的支援体制整備事業」等が位置付けられました。

第5期地域福祉計画の策定にあたっては、こうした社会福祉法の改正を踏まえ、包括的な支援体制のあり方等について検討する必要があります。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

（4）地域の取組み

地域においては、「新しい生活様式」を取り入れ、コロナ等の感染症禍にあっても「つながり」を絶やさないための様々な工夫やオンラインの活用等を検討するとともに、
「1. 高齢者、障害者、子どもなどの対象者別の活動から全世代型、共生型への展開」
「2. 企業、学校、社会福祉事業者、NPOなど多様な主体との連携」「3. サロンなど身近な居場所における地域住民等による相談体制づくり」「4. 地域福祉活動への若

者・子どもの参加」「5. 全世代を対象とした担い手づくり」を視点として、市とともに、それぞれの地域の実情に合わせて、住民同士の支え合いの仕組みづくりを推進します。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大により、「住民が集い、支え合う」という地域福祉の根幹が揺らぎ、様々な地域活動が休止や中止を余儀なくされているため、計画策定について、配慮が必要な状況です。

(5) 市の取組み

市においては、コミュニティソーシャルワーク機能をさらに強化し、その機能が地域に根付くことに主眼を置きつつ、「地域の支え合いの力を高める」施策として、コロナ等の感染症禍における地域福祉活動の再開・継続への支援、オンラインの活用支援、行政が一体となって地域づくりの担い手・リーダーの育成、地域福祉活動の拠点確保、新たなプラットフォームの形成、居場所（通いの場）や生活支援サービスの拡充などを推進します。

また、「誰も置き去りにしない、断らない相談支援体制を構築する」施策として、包括的な支援体制のあり方等を検討するとともに、地域住民等が、自ら他の地域住民が抱える個々の生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて支援関係機関とスムーズに連携・協力できる体制づくりや、市内の様々な相談支援機関間のコーディネートを推進します。

【本書における用語の定義】

★地域住民…市民一人ひとり

★地域住民等…社協地区部会等の団体、社会福祉事業者を含む。

「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者」（社会福祉法第4条第2項）

★生活課題…個別（個人・世帯）の課題

★地域生活課題…地域全体に共通する課題

「福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」（社会福祉法第4条第3項）

2 計画の位置付け

(1) 根拠法令

支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）は、社会福祉法第107条の規定による「市町村地域福祉計画」として策定しています。

また、地域福祉計画は、社会福祉法上、各分野の福祉に関し、共通して取り組む事項を定める計画とされていることから、成年後見制度の利用促進に関する内容については、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定による「市町村成年後見制度利用促進基本計画」として位置付けます。

社会福祉法第107条「市町村地域福祉計画」

- 1 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
 - (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項「市町村の講ずる措置」

- 1 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 方向性

社会福祉法第4条には、地域福祉を推進する際の目指すべき理念として、地域住民が互いを尊重し合いながら、地域共生社会の実現を目指す旨が規定されています。

また、第6条には、国及び地方自治体の責務として、包括的な支援体制の整備とともに、体制の整備にあたって、保健医療、労働、教育、住まい、地域再生など地域における多様な関係者との連携を意識する必要性が規定されています。

令和3（2021）年4月の社会福祉法の改正により、既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備の新たな一手法として、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援、多機関協働などの機能を一体的に備える重層的支援体制整備事業が新設されました。

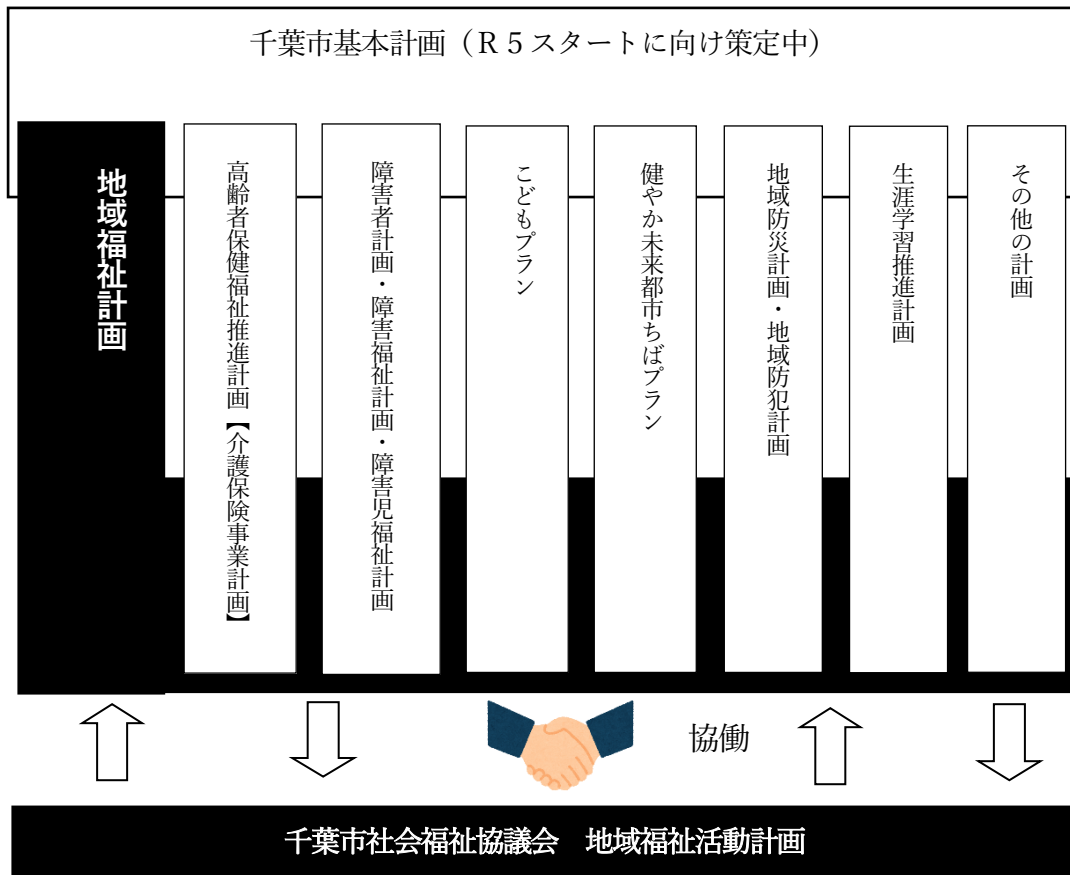
第5期地域福祉計画では、こうした社会福祉法の規定を踏まえ、これまで積み上げてきた成果を土台としつつ、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う「地域共生社会の実現」を目指します。

(3) 関連する計画との関係

「支え合いのまち千葉 推進計画」は、本市の行政運営の指針となる総合計画（千葉市基本計画等）の理念や将来像と方向性をともにし、保健・医療・福祉だけでなく、防災・生涯学習・まちづくり等の分野別計画を地域福祉という共通の視点で整理することにより、横断的につなぐとともに、制度の狭間を埋める計画です。地域共生社会の実現に向けて、「地域包括ケアシステムの構築」「介護予防・健康づくり（健康寿命の延伸）」「生活困窮者自立支援の促進」「成年後見制度の利用促進」「住宅確保要配慮者に対する支援」などについても地域福祉計画に組み込んでいます。

また、市社協が策定している「地域福祉活動計画」とは、「千葉市と千葉市社会福祉協議会の協議の場」を活用し、協働を深めることにより、互いに補完・連携し、一体的な推進を図っています。

【支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）と他計画の関係】（イメージ）



3 計画期間

計画期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。ただし、新型コロナウイルス感染症の収束の状況を注視しつつ、中間見直し等を行います。

第2章 地域福祉を取り巻く状況の変化

1 各種統計データ

(1) 少子高齢化に関するデータ

① 総人口と高齢者及びこどもの数の推移

本市の総人口は、令和3（2021）年〇月末現在〇〇〇,〇〇〇人（住民基本台帳人口）となっています。そのうち65歳以上の高齢者人口は〇〇〇,〇〇〇人で全体の〇〇.〇%、75歳以上の後期高齢者人口は〇〇〇,〇〇〇人で全体の〇〇.〇%、15歳未満の年少人口は〇〇〇,〇〇〇人で全体の〇〇.〇%を占めています。

.....

【千葉市の人口（高齢者・年少者）の推移】

人口（高齢者・年少者）の推移（グラフ）

② 世帯の家族類型の変化

近年は家族形態の変化等により、.....

【千葉市の世帯の家族類型の変化】

家族類型の変化（グラフ）

③ ひとり暮らし高齢者数の増加

ひとり暮らし高齢者は、平成27（2015）年に実施した国勢調査によると約4万4千人、高齢者に占めるひとり暮らし高齢者の割合は18.4%となっています。

将来推計では、.....

【千葉市のひとり暮らし高齢者数の推移】

ひとり暮らし高齢者数の推移（グラフ）

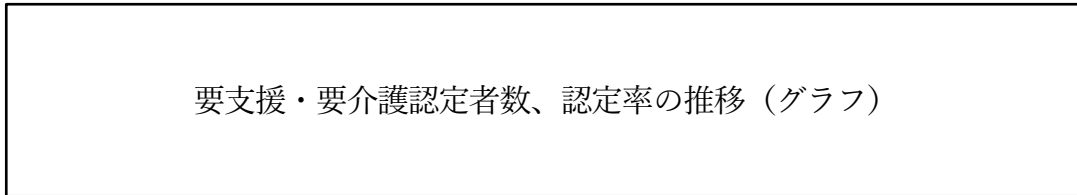
(2) 要支援者に関するデータ

① 要支援・要介護認定者の状況

平成12(2000)年の介護保険制度開始から現在まで、高齢者の増加に伴い要支援・要介護の認定者数及び認定率(第1号被保険者数に対する認定者数の割合)は、増加傾向にあります。

令和3(2021)年〇月現在の認定者数は〇〇,〇〇〇人で、認定率は〇〇.〇%となっています。……

【千葉市の要支援・要介護認定者数、認定率の推移】(各年〇月末時点)

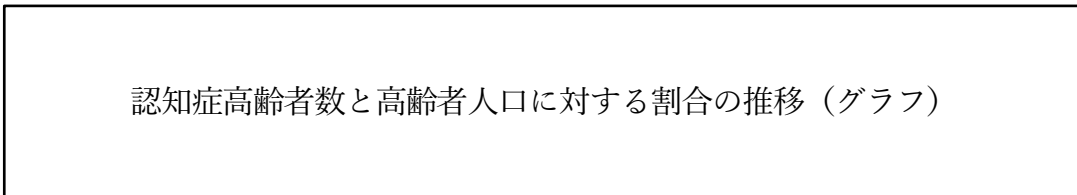


② 認知症高齢者の状況

急速な高齢化に伴い、在宅生活を継続するため、身近な地域での支援を必要とする認知症高齢者の数も増加しています。

……

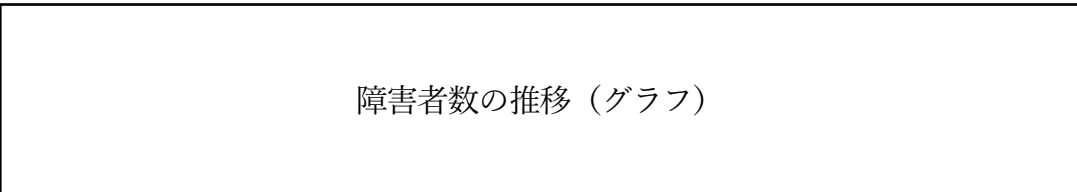
【千葉市の認知症高齢者数と高齢者人口に対する割合の推移】



③ 障害者の状況

本市の障害者数は、令和3(2021)年〇月現在、合計〇〇,〇〇〇人です。内訳は身体障害者〇〇,〇〇〇人、知的障害者〇,〇〇〇人、精神障害者〇,〇〇〇人となっています。……

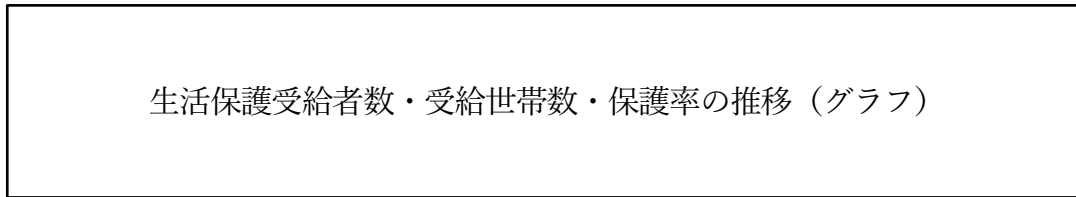
【千葉市の障害者数の推移】(各年〇月末時点)



④ 生活保護の状況

令和3(2021)年度〇現在、生活保護の受給者数は〇〇,〇〇〇人、受給世帯数は〇〇,〇〇〇世帯、保護率(市人口に対する生活保護受給者数の割合)は〇〇.〇‰(‰=1/1000)となっています。……

【千葉市の生活保護受給者数・受給世帯数・保護率の推移】（年度ごとの月平均値）



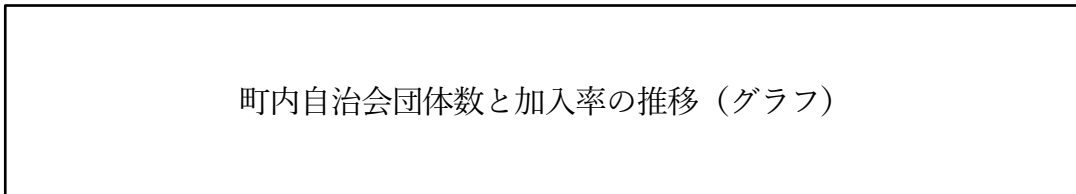
(3) 地域福祉を支える活動者に関するデータ

① 町内自治会の団体数と加入率の推移

令和3（2021）年〇月現在、市内の町内自治会の団体数は〇,〇〇〇団体で、加入率（市世帯数に対する加入世帯数）は〇〇.〇%となっています。

.....

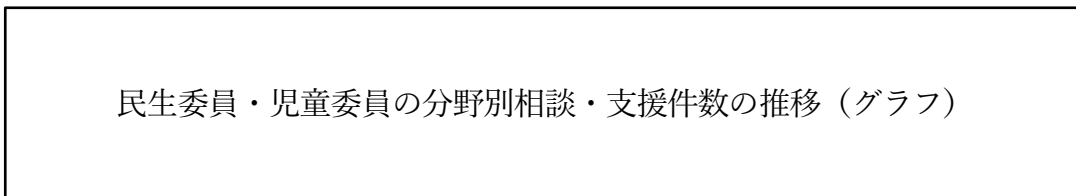
【千葉市の町内自治会団体数と加入率の推移】（各年〇月時点）



② 民生委員・児童委員の活動状況

民生委員・児童委員の活動状況は、.....

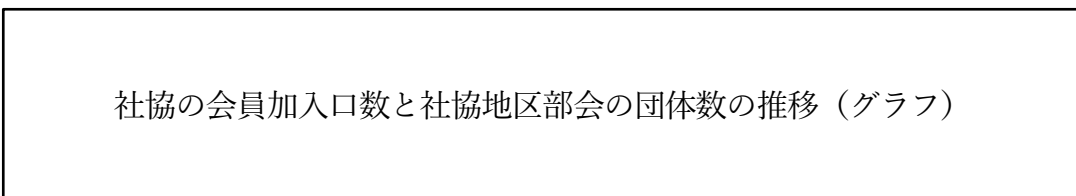
【千葉市の民生委員・児童委員の分野別相談・支援件数の推移】（年度別実績）



③ 千葉市社会福祉協議会の会員加入口数と社協地区部会の団体数の推移

千葉市社会福祉協議会の会員加入口数は、令和3（2021）年〇月末現在〇〇〇,〇〇〇口で、.....

【千葉市社会福祉協議会の会員加入口数と社協地区部会の団体数の推移】



④ ボランティアの登録者数等

令和3（2021）年〇月末現在、千葉市ボランティアセンターのボランティア登録者数は〇,〇〇〇人、千葉市生涯学習センターのボランティア登録者数は〇,〇〇〇人、千葉市国際交流協会のボランティア登録件数は〇,〇〇〇件となっています。

【ボランティアの登録者数の推移】（各年〇月末時点）

ボランティアの登録者数の推移（グラフ）

（4）市民意識に関するデータ

WEB アンケート調査結果（データ）

～ ～ ～ ～ ～

2 国の動向

(1) 社会福祉法の改正

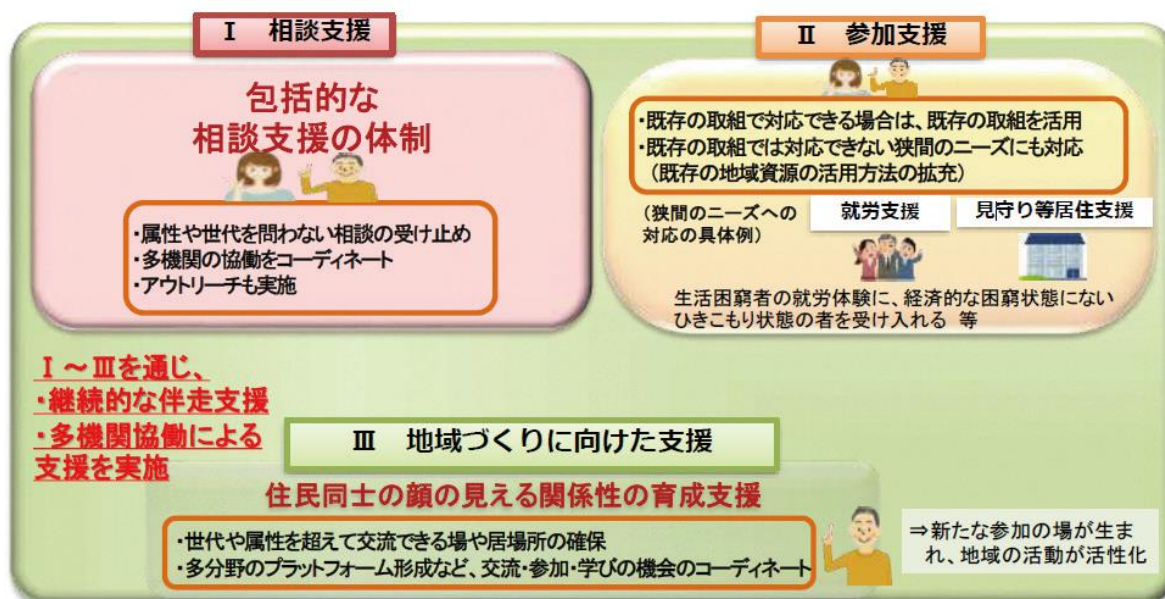
第4期地域福祉計画を策定した平成30年度以降、社会福祉法は、平成30（2018）年と令和3（2021）年に改正されています。

平成30（2018）年4月の改正では、地域福祉推進の主体である地域住民は、支援を必要とする地域住民が抱える多様で複合的な地域生活課題を把握し、関係機関との連携により、その課題の解決を図ることとされました。

また、市町村地域福祉計画の策定が努力義務化されるとともに、市町村は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に努めることとされました。

さらに、令和3（2021）年4月の改正では、複雑化・複合化した福祉ニーズに対応するための社会福祉法人間の連携の新たな選択肢として、社会福祉連携推進法人制度が創設されるとともに、包括的な支援体制整備の具体化のための新たな一手法として、高齢者や障害者、児童、生活困窮者に関する事業を一体的なものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援体制を一体的かつ重層的に整備する事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができることとなりました。

【参考】重層的支援体制整備事業の全体像（出典：厚生労働省資料より抜粋）



重層的支援体制整備事業

I 相談支援事業

○ 包括的相談支援事業

- ・ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
- ・ 支援機関のネットワークで対応する
- ・ 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ

○ 多機関協働事業

- ・ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する
- ・ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす
- ・ 支援関係機関の役割分担を図る

○ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- ・ 支援が届いていない人に支援を届ける
- ・ 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける
- ・ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く

II 参加支援事業

- ・ 社会とのつながりを作るための支援を行う
- ・ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる
- ・ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

III 地域づくり事業

- ・ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する
- ・ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする
- ・ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

(2) 成年後見制度の利用促進

認知症や障害があることにより財産の管理などに支障がある人を支える成年後見制度は重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていませんでした。

成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度の利用促進の基本理念や国の責務、基本方針などを定めた「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28(2016)5月に施行されました。

その中で、国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた市町村計画の策定が努力義務化されました。

(3) 住宅確保要配慮者に対する支援

住宅確保要配慮者の状況については、単身の高齢者の増加が見込まれるなど、安心して

暮らせる住宅の確保を可能とする住宅セーフティネット機能の強化が課題となっている一方で、住宅ストックの状況については、空き家・空き室が増加傾向であるため、空き家等の有効活用が課題となっています。

このため、空き家等を活用した住宅セーフティネット機能の強化を図る必要があることから、平成29（2017）年10月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度が創設されました。

3 これまでの取組みと今後の課題

(1) 地域における主な活動主体とその役割

地域においては、様々な個人や団体が多様な活動に取り組んでおり、地域の課題の発見、支え合いの仕組みづくり、専門機関へのつなぎなど、地域福祉の推進において重要な役割を担っています。

① 社会福祉協議会地区部会

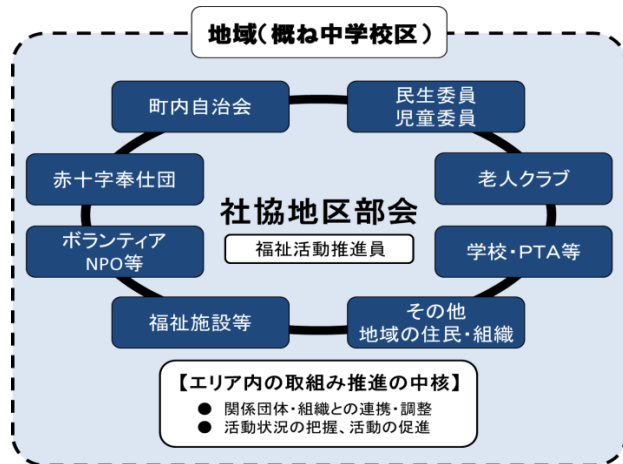
社会福祉協議会地区部会（以下「社協地区部会」といいます。）は、千葉市社会福祉協議会（以下「市社協」といいます。）の趣旨に賛同し、その地域特有の福祉課題に対して住民同士の助け合い・支え合いによるきめ細かな活動を行うために、自発的に組織された団体で、令和3（2021）年度末現在で市内に67団体あります。

概ね中学校区を活動区域として、町内自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア、NPO、学校・PTA、赤十字奉仕団、福祉施設等、地域で活動する個人や団体など、様々な分野から構成員として参加を募り、それぞれの立場を生かして地域の生活課題の解決に取り組んでいます。

また、社協地区部会には、地区部会長からの推薦により市社協会長から委嘱を受けた福祉活動推進員が原則3人以上配置されており、地区部会活動が地域で円滑に進むよう、情報収集、地域のニーズ把握・発掘、関係団体・機関等のネットワークづくりなど、活動全般にわたる役割を担っています。

社協地区部会の具体的な活動内容は、各種ふれあい事業（食事サービス・いきいきサロン・子育てサロン・散歩クラブ）などによる地域交流の促進、ボランティア講座の開催、広報紙の発行、高齢者等の見守りなど、市社協と協力して取り組む活動のほか、各種交流イベントやレクリエーションの実施、支え合いの仕組みづくり、健康づくり等の地域独自の取組みなど、多岐にわたって地域の福祉向上のための活動を展開しています。

区計画においては、社協地区部会を各地域（地区部会エリア）における取組み推進の中核的組織として位置付けており、社協地区部会が中心となり、地域の生活課題やニーズを踏まえ、重点取組項目を設定しています。各地域（地区部会エリア）においては、社協地区部会が、構成する組織・団体やその他地域の担い手と連携・調整を図りながら、地域の活動状況の把握や活動の促進を行い、区計画に基づく取組みを進めています。



② 町内自治会

町内自治会は、地域をより良くし、地域での結びつきを深めるために、一定の地域を単位として、そこにお住まいの皆様によって結成された自主的な団体であり、令和3(2021)年3月末現在で1,100団体あります。

防犯・防災活動、ごみステーションの管理や地域清掃、行政情報の回覧や親睦行事の開催など、様々な活動に取り組んでいます。

また、人口減少、少子超高齢化が進む中、地域の諸問題を解決していくためには地域の力が必要不可欠であり、市では町内自治会の結成及び町内自治会への加入を促進しています。

③ 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員です。社会奉仕の精神をもって、生活に困っている人、児童、障害者（児）、高齢者、ひとり親家庭等、支援を必要とする人たちの相談・支援に当たる地域の奉仕者で、市内に令和3(2021)年9月現在で〇,〇〇〇人います。また、児童福祉法により児童委員を兼務しており、その中には児童福祉に関する事項を専門に担当する主任児童委員がいます。

必要に応じ地域住民の生活状況を適切に把握し、心配ごとの相談対応、福祉に関する相談や助言・支援、関係する行政機関や施設との連絡・調整など、それぞれの地域の実情に応じた自主的な活動を行っています。また、その活動の円滑な推進のため、おおむね中学校区を基本に市内78地区で民生委員児童委員協議会を組織し、研修、調査研究等を行っています。

なお、本市では民生委員の負担軽減と新たな地域福祉の担い手の掘り起こしを目的として民生委員活動を補佐する協力員を配置しています。

民生委員は、地域住民の福祉の増進を図る大切な担い手として、ますますその活動が期待されています。

④ 地域運営委員会

地域運営委員会は、地域の様々な団体が参画して、地域の課題や情報を共有し、地域の将来像や地域の実情に合った活動について話し合い、将来にわたって住民同士の「助けあい・支えあい」による地域運営を進めることを目的とする組織です。

概ね小学校区から中学校区を単位とし、地区町内自治会連絡協議会、社協地区部会、地区民生委員・児童委員協議会、中学校区青少年育成委員会、地区スポーツ振興会の5団体を必須の構成団体としています。令和3(2021)年4月現在、18地区で設立されています。

地域運営委員会の役割としては、①地域の団体間での情報共有、②地域の団体の連携・協力の促進、③地域の将来像や地域課題の解決策を検討し、必要な取組みを進めること等が期待されています。

⑤ 青少年育成委員会

青少年育成委員会は、地域住民の青少年問題に対する共通の理解を深め、関係機関・団体の相互の連絡調整を図りながら、地域ぐるみで青少年の健全育成活動を総合的に推進していくことを目指してつくられた組織です。

中学校区ごとに設置されており、54 団体あります。

各中学校区の育成委員会は、PTA、町内自治会役員、青少年相談員、学校教職員、青少年補導員、民生委員・児童委員、保護司などの中から選出された委員で構成され、市長が2年任期で委員を委嘱しています。

主に青少年を対象とした健全育成啓発、健全な環境づくり、体育やレクリエーション、福祉増進などの活動を実施しており、地域の学校・家庭・関係機関及び団体が一体となり、青少年を取りまく社会環境の浄化や、青少年の健全育成を図るため様々な活動を展開しています。

⑥ スポーツ振興会

各地区スポーツ（社会体育）振興会は、各小学校地区における町内自治会、小・中学校関係者、スポーツ団体関係者、子ども会、その他地区内における関係団体の代表者により、令和3(2021)年4月現在、市内76地区に組織されています。

スポーツ推進委員との協力のもとに、グラウンドゴルフやバレーボール、町民運動会等の地区のスポーツ・レクリエーション行事を行うことを通して、地区住民の連帯と協調を高めるとともに、健康づくりや仲間づくりを目的として活動しています。

⑦ 子ども会

子ども会は、家庭では体験できない活動や異年齢交流などの機会を提供することで、子どもたちの仲間づくりを推進し、社会性の向上を図るとともに、奉仕や人を思いやる心を育て地域で子どもを見守る活動を進めています。

千葉市子ども会育成連絡会は、令和3(2021)年8月末現在、市内68単位子ども会に対し指導・育成、各種行事開催、育成者・指導者の研修・育成などを実施するとともに、キャンプ、講習会、各種ボランティア活動を通じて、本市の子どもたちの心身の健全育成、更には社会福祉の充実に一致協力して取り組んでいます。

⑧ 老人クラブ

老人クラブは、高齢者の生きがいや社会参加、健康の保持等を推進し、高齢者の福祉の向上に寄与することを目的とした、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織です。

令和3(2021)年4月現在で、市内に221の老人クラブがあり、その連合組織である千葉市老人クラブ連合会は、平成7(1995)年に法人格を取得、平成25(2013)年には一般社団法人に移行しました。

老人クラブは、「趣味・文化・芸能などのサークル活動」、「健康づくり、各種シニアスポーツ活動」、「在宅福祉を支える友愛活動」、「地域の文化・伝統芸能・民芸・手工芸・郷土史等の伝承活動」など、それぞれの地域ごとに多種多様な活動を行っており、地域社会の福祉活動の担い手となることが期待されています。

⑨ 赤十字奉仕団

赤十字奉仕団は、赤十字の使命である人道的な諸活動を実践しようとする人々が集まって結成されたボランティア組織です。

赤十字思想の普及や活動資金の募集、災害救護、救急法・水上安全法・健康生活支援講習等の実施、献血推進など赤十字事業の推進にあたりとともに、地域の状況に応じて高齢者福祉、児童福祉や障害者福祉などの活動も行っています。

令和3(2021)年4月現在で市内に27分団あり、活動しています。

⑩ 保護司

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える活動の担い手で、保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。

令和3(2021)年9月現在、本市では〇〇〇名の保護司が活動しており、また、保護司活動が円滑に行われるよう、区ごとに6つの保護司会が組織されています。

その主な職務は、保護観察を受けている少年や大人の指導、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の調整を行う環境調整、犯罪予防活動などですが、近年では、学校と連携した分野にも活動の範囲を広げるなど活躍しています。

⑪ NPO

NPOは‘Nonprofit Organization’の略で、一般的には「民間非営利組織」と訳され、「民間非営利」の団体として「自発的」で「公益的」な活動を行っています。

そのうち、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）に基づいて法人格を取得した団体をNPO法人といいます。

行政や企業では対応することが難しい地域の課題に対し、民間の柔軟性と自発性を生かし解決に当たるなど、行政とともに公益性を担う役割があります。

福祉分野では、外出支援、家事手伝い、生きがいづくり、健康づくり、地域行事の開催など様々な活動を行っているほか、教育、文化、まちづくり、環境、国際協力など、広範な分野で社会の多様化したニーズに応える役割が期待されます。

⑫ ボランティア

ボランティア活動とは、自らの自発的・主体的な意思に基づく自主的な活動であり、社会貢献活動や福祉活動等を行います。

その活動内容は、食事・外出介助などの生活支援、子育て支援などの子どもの健全育成、交通安全・防犯・防災の取組みなど、地域福祉に関する活動のほか、公民館・学校などでの教育活動、文化・芸術・スポーツの振興活動、環境美化・自然保護活動、外国人支援・国際交流活動など、非常に広範囲にわたります。

市社協が運営している千葉県ボランティアセンターでは、ボランティアの登録受付やコーディネート、ボランティア講座の開催など、地域活動やボランティア活動の促進・支援を行っており、主に福祉分野において、市内広域で活動する個人・団体として、令和3（2021）年3月末現在6,870人がボランティア登録をしています。

また、福祉以外の分野においても、千葉市民活動支援センター、ちば生涯学習ボランティアセンター、千葉市国際交流協会などが、ボランティア活動をしやすい環境づくりやサポート体制の整備に取り組んでいます。

⑬ シニアリーダー

住み慣れた地域でいつまでもいきいきと元気に暮らせるよう介護予防活動に取り組んでもらうため、市民を対象にシニアリーダー養成講座を開催し、介護予防の重要性や知識、運動指導の技術を学んでいただき、地域の介護予防活動のリーダーとなっただく方を養成しています。講座修了後は、介護予防を推進するボランティアとして、令和3（2021）年3月末現在約850の方がシニアリーダーとして登録をし、町内自治会や公民館などで高齢者向けの体操教室を開催するなどの活躍をしています。

⑭ 社会福祉法人等

社会福祉法人をはじめとする社会福祉事業者は、特別養護老人ホーム、障害者支援施設、保育所等の施設運営や、デイサービス、ホームヘルプなどの在宅支援、相談対応など、社会福祉に関する様々な事業を実施しており、幅広い専門機能と専門的なマンパワーを有しています。

社会福祉事業者の中には、各種研修会の開催や地域で行われる勉強会への講師の派遣、地域住民等の交流会・懇談会の開催のためのコーディネートや場所の提供、体験学習やボランティアの受入れ、買い物支援など、地域の実情に応じた福祉サービスを提供しています。

特に、社会福祉法人については、平成28(2016)年改正社会福祉法第24条第2項により、地域における公益的な取組みを実施する責務が明記されるなど、社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人として、地域の福祉ニーズに対応することがより一層求められています。

⑮ コミュニティソーシャルワーカー

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、対象者を限定せず、対象者を限定せずに、制度の狭間にある方や複合的な困りごとを抱える人を支える「個別支援」と共助の基盤となる「地域の支えあいの仕組みづくり」、地域生活課題を解決するための新たな「資源開発」を行う「エリア担当」の職員です。

千葉市では、市社協が各区事務所に1人を配置していましたが、コミュニティソーシャルワーク機能強化のため、各区2人体制となるよう、段階的に増員しています。

⑯ 生活支援コーディネーター

生活支援コーディネーターは、日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図っています。行政区域を担当するコーディネーターと日常生活圏域を担当するコーディネーターを配置しています。

地域でどのような生活支援サービスがあるのか、また必要とされているのかを調べ、地域の方と一緒に住民同士の支えあい活動を作り、支えあい活動の担い手となるボランティアを育成しています。

あんしんケアセンター、行政、市社協、サービスを提供する団体等と情報共有するなど、関係者間のネットワークづくりをしています。

⑰ あんしんケアセンター（地域包括支援センター）

あんしんケアセンターは、介護保険法に基づき設置する地域包括支援センターであり、地域で暮らす高齢者のための身近な相談窓口です。地域住民がいつまでも健やかに住み慣れた地域で生活していけるよう、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支えます。令和4（2022）年4月から、出張所を2か所増設し、市内32か所（出張所計4か所を含む。）設置しています。

⑱ 生活自立・仕事相談センター

生活自立・仕事相談センターは、生活困窮者自立支援法に基づき設置され、生活の問題、家計・債務の問題、仕事の問題等、様々な理由により生活に困りごとを抱えている市民に寄り添い生活の立て直しに向け、一人ひとりの状態に応じた支援プランを作成し、支援を行う相談窓口です。

令和3（2021）年度末現在で、中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区に設置し、相談支援員が、一人ひとりの状況に応じた支援を行い、お困りの状況の解決に向けてサポートしています。

⑲ 公民館

公民館は、社会教育法等に基づき設置され、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする教育機関です。

千葉市では、中学校区に1館の公民館整備を進めており、現在47館設置しています。

⑳ 千葉市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により地域福祉の推進を図ることを目的とした民間組織と規定されており、全国の都道府県、市区町村に設置されています。

民間組織としての自主性と、地域住民や社会福祉関係者に広く支えられた公共性という2つの側面を特徴として併せ持ち、地域住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域住民が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」をめざし、地域福祉活動を推進するための中心的役割を担っています。

千葉市社会福祉協議会は、昭和27(1952)年2月に設立され、昭和42(1967)年3月には社会福祉法人の認可を受けました。

主な事業として、社協地区部会活動に対する助成・支援、ボランティア活動の相談受付やコーディネート（千葉市・区ボランティアセンターの運営）、広報紙「社協だより」の発行などによる福祉意識の啓発活動、生活福祉資金・社会福祉事業振興資金の貸付け、高齢や障害のために日常生活に支障が生じている方のために、日常生活に必要な預貯金の払戻し・預入れの代行や、福祉サービスを利用するための相談等に応じる日常生活自立支援事業、赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動への協力、心配ごと相談所における悩みごとや困りごとに対する相談対応、コミュニティソーシャルワーカーによる個別支援のほか、市からの受託事業として千葉市成年後見支援センター、千葉市社会福祉研修センター、生活自立・仕事相談センター中央、子どもルームの運営等の事業を実施するなど、全国的な取組みから地域の特性に応じた施策まで、幅広い活動を展開しています。

令和2年4月の千葉市社会福祉事業団との合併により、千葉市社会福祉協議会の地域支援に熟した人的資源に、千葉市社会福祉事業団の高い専門性による社会福祉施設等の物的資源が加わり、これまで以上の地域福祉の推進が期待されます。

本計画において、市と市社協を共に地域の取組み（共助）を支援する主体として位置付けており、市社協が取組む地域福祉活動計画は、市の地域福祉計画と連携・協働し、両輪となって本市の地域福祉の推進に取り組んでいくこととなります。

(2) 地域福祉計画の策定・推進の経過

年度 ※和暦	計画	特徴
H18～ (5年)	第1期	<ul style="list-style-type: none"> ・24の地区フォーラムを設置。 ・「市地域福祉計画策定委員会」、区ごとに「区地域福祉計画策定委員会」を設置。
H23～ (4年)	第2期	<ul style="list-style-type: none"> ・市計画と区計画の役割分担の整理。 ・5つの基本テーマを設定。 ・区計画に重点項目を設定。
H27～ (3年)	第3期	<ul style="list-style-type: none"> ・9つの取組みテーマを設定し、地域、市、市社協の取組みの関係を整理。 ・地区部会エリアごとに「重点取組項目」を設定。
H30～ (3年)	第4期	<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策「コミュニティソーシャルワーク機能の強化」を掲げ、「コミュニティソーシャルワーカーの増員等」「多機関の協働による相談支援体制の包括化」「地域力基盤強化の支援」「地域福祉の担い手の育成・拡大」を4つの柱として位置付けた。 ・各区の好事例を掲載。

(3) 第4期地域福祉計画の推進状況

ア 地域の取組み

本市では、地域の課題を解決するために、地域住民等による共助の方策や具体的な取組みを定めた区支え合いのまち推進計画（区計画）を策定し、その推進に努めてきました。

区計画は、「基本目標（基本理念）」、「基本方針（仕組み）」、「施策の方向性」、「具体的な取組み」、「重点取組項目」で構成しています。社協地区部会を中心とした地域住民等が、地域の生活課題やニーズを踏まえたうえで3年間に注力して取り組む活動を考え、区計画全体の取組み項目の中から、その地区部会エリアの「重点取組項目」を設定し、社協地区部会が、地域（地区部会エリア）の中核組織として地域の様々な組織や団体と連携・協力を図りながら、活動状況の把握や活動の促進を行い、「重点取組項目」を含めた地区部会エリア内の取組みを推進しています。

第4期までの区計画の取組みの推進状況と今後の課題については、区支え合いのまち推進協議会が中心となり検証し、年度ごとにとりまとめた結果について、区支え合いのまち推進協議会が、社協地区部会から随時、地区部会エリア内の実施状況の報告を受け、区計画の推進状況として取りまとめ、それに基づき成果と課題について検証しています。

第2章 地域福祉を取り巻く状況の変化

また、市が年度ごとに、各区支え合いのまち推進協議会で取りまとめられた区計画の推進状況を、千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（以下「地域福祉専門分科会」という。）へ報告していますが、担い手の問題とコロナ禍における安全・安心な活動の実施、町内自治会や社協地区部会などの関係団体間の連携などが今後の課題となっています。

これらの課題については、第5期においても引続き継続して取組んでいくこととなります。

今後の課題	
・ 担い手の確保	
・ コロナ禍での安全・安心な活動の実施	
・ 地域団体間の連携	
・ 地域活動への理解や関心の希薄化	
・ 活動拠点の確保	
・ 町内自治会の機能低下	
・ 新旧住民間の融合、子育て世帯と高齢者世帯との交流	など

イ 市の取組み

第4期千葉市地域福祉計画では、4の重点施策に加え、129の市の事業・施策を定め、その実施状況について、年度ごとに地域福祉専門分科会において評価確認を行っています。

令和3（2021）年度第1回の地域福祉専門分科会において、「令和2（2020）年度における推進状況の評価」について、以下のとおり報告をしています。

なお、評価にあたっては、可能な限り、量的な成果を評価する定量評価とし、定量評価になじまない事業・施策については、取組みの内容や体制の構築等を評価する定性評価を行っています。

(ア) 令和2(2020)年度における重点施策(コミュニティソーシャルワーク機能の強化)の推進状況の評価

No.	事業・施策名	評価	評価理由
1	コミュニティソーシャルワーカーの増員等	○	コミュニティソーシャルワーカーの増員、育成を実施したほか、ケース検討会議の開催により、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター、成年後見支援センター、生活自立・仕事相談センター、あんしんケアセンター等の連携強化が概ね図られた。
2	多機関の協働による相談支援体制の包括化	△	多機関協働による相談支援体制の包括化に向け、相談支援機関向けコンシェルジュの1名配置などを実施した。一方で、複合的課題を抱える方をチームアプローチで包括的に受け止める相談支援体制の充実は引き続きの課題である。
3	地域力基盤強化の支援	△	庁内横断的組織の「地域力向上班」において、包括的相談支援体制の構築に向けた意見交換を行った。地域力基盤強化については、重層的支援体制整備事業も含めて引き続き検討していく必要がある。
4	地域福祉の担い手の育成・拡大	△	ボランティア入門講座などを実施したものの、コロナの影響などにより、参加者数などは減少したため、担い手の育成・拡大に引き続き取り組んでいく必要がある。

(定性評価 … 取組みの内容や体制の構築等の評価)

◎：年度目標以上のものが達成できた場合

○：年度目標が概ね達成できた場合

△：年度目標の一部が達成できた場合

×：年度目標が全く達成できなかった場合(ほとんど達成できなかった場合も含む)

(イ) 令和2(2020)年度における重点施策以外の市の取組みの推進状況の評価

a 定量評価 … 主に量的な成果を評価(65項目/全129項目)

評価	評価基準	R2		R1(参考)		H30(参考)	
		項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合
S	年度目標を上回る業務量が達成できた場合	6	9%	4	6%	10	15%
A	年度目標にしている業務量を概ね(8割~10割)達成できた場合	17	26%	34	51%	31	46%
B	年度目標にしている業務量の一部(5割~7割)を達成できた場合	13	20%	18	27%	17	25%
C	年度目標にしている業務量を大きく下回った(4割以下)場合	29	45%	11	16%	9	14%

第2章 地域福祉を取り巻く状況の変化

定量評価の事業・施策については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、S評価（6項目）とA評価（18項目）を合わせて、全体（65項目）の35%にとどまり、B評価が20%（13項目）、C評価が45%（29項目）となりました。

b 定性評価 … 取組みの内容や体制の構築等を評価（64項目/全129項目）

評価	評価基準	R2		R1（参考）		H30（参考）	
		項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合
◎	年度目標以上のものが達成できた場合	3	5%	0	0%	0	0%
○	年度目標が概ね達成できた場合	34	53%	44	71%	53	86%
△	年度目標の一部が達成できた場合	21	33%	16	26%	7	11%
×	年度目標が全く達成できなかった場合（ほとんど達成できなかった場合も含む）	6	9%	2	3%	2	3%

定性評価の事業・施策についても、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、◎評価（3項目）と○評価（34項目）を合わせて、全体（64項目）の58%にとどまり、△評価が33%（21項目）、×評価が9%（6項目）となりました。

（4）第4期地域福祉計画の成果と第5期地域福祉計画への課題

支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）に位置付けられた施策のうち、重点施策のコミュニティソーシャルワーク機能の強化については、「コミュニティソーシャルワーカーの増員等」は、概ね計画どおり推進されたものの、「多機関の協働による相談支援体制の包括化」及び「地域力基盤強化の支援」、「地域福祉の担い手の育成・拡大」が、今後の課題として残りました。また、重点施策以外の施策については、新型コロナウイルス感染症の影響により、概ね計画どおりに実施できた施策が約半数にとどまりました。

さらに、地域の取組み（第4期各区計画）の推進に関する今後の課題として、活動の担い手の不足やコロナ禍における安全・安心な活動の実施、地域団体間の連携などが挙げられています。

そのため、相談支援体制の包括化、新型コロナウイルス等の感染症への対応、今後も進行が想定される少子超高齢化などの社会情勢の変化を見据えたうえで、地域福祉活動

の担い手の拡大やより多くの市民・団体を巻き込んだ協力・連携体制の強化などが求められます。

このことを踏まえ、今後は以下の課題に留意して、本市の地域福祉の充実に取り組んでいきます。

ア 包括的な支援体制のあり方

各福祉分野の相談支援機関が単独では解決できないような複合的な課題を抱える方を効果的なチームアプローチで包括的に受け止められる相談支援体制の構築に向けて、引き続き取組みを進めていく必要がありますが、取り組むにあたっては、国においても、包括的な支援体制整備の具体化のための新たな一手法として、属性を越えた支援を円滑かつ一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が社会福祉法に位置付けられたことも踏まえ、包括的な支援体制のあり方について検討する必要があります。

イ コミュニティソーシャルワーク機能の強化

地域共生社会の実現に向けて、地域の様々な団体と連携を深め、コミュニティソーシャルワーク機能をさらに強化し、その機能が地域に根付くことを主眼に置きつつ、地域の支え合いの力を高める必要があります。

ウ 新型コロナウイルス等の感染症への対応

地域においては、「新しい生活様式」を取り入れ、コロナ等の感染症禍にあっても「つながり」を切らないための様々な工夫やオンラインの活用等を検討するとともに、市においては、コロナ等の感染症禍における地域福祉活動の再開・継続への支援、オンラインの活用支援等を検討する必要があります。

エ 担い手及び活動拠点の確保

地域福祉に対する市民の理解や行動については、さらなる拡充・促進を図っていく必要があると考えられる一方で、地域福祉活動の担い手が増えず、地域福祉活動の維持・拡大が思うようにならないとの声が上がっていることから、地域福祉の意義やその必要性・重要性を周知・啓発していき、なるべく多くの市民が地域福祉活動に参画するよう促していく必要があります。また、これに加えて、安定した活動を支える活動拠点の確保についても、検討する必要があります。

オ 地域団体間の連携

社協地区部会とその構成団体である町内自治会、民生委員・児童委員協議会等さら

には地域運営委員会との関係は、地域ごとに背景となる経緯が異なっています。その結果、関係団体間の情報共有・討議・意思決定・取組みの実行等の地域生活課題の解決プロセスのあり方も、地域ごとに異なっています。したがって、地域生活課題の解決プロセスの地域ごとのあり方について、関係団体間での意見交換や調整などにより、検討する必要があります。

カ 他の個別計画等との連携

地域福祉計画は、高齢者、障害者、子ども、健康づくり等の保健福祉分野の計画を地域福祉の視点で整理するとともに、教育、防災、まちづくりなどの他の生活関連分野の施策と連携を図りながら推進していく計画のため、庁内の関係部署や他の個別計画との連携が重要です。

キ 千葉県社会福祉協議会との連携

千葉県社会福祉協議会は、社会福祉法に規定された地域福祉の推進を目的として組織された民間団体であることから、地域福祉推進の最大の協力者として、市はその活動を支援するとともに、同会が策定した「地域福祉活動計画」と十分に連携を図り、本市の地域福祉を推進していくことが必要です。

第3章 支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）について

1 計画の構成

本計画では、地域福祉を推進する活動主体により取組みの体系を2つに区分しています。地域住民の参加と連携により、地域福祉に関する活動を推進・実践する「地域の取組み」と、地域福祉に関する行政施策を定めた「市の取組み」に区分されます。

地域の取組みは、各区の地域住民等が主体となって定めたもので、「区支え合いのまち推進計画」として位置づけています。

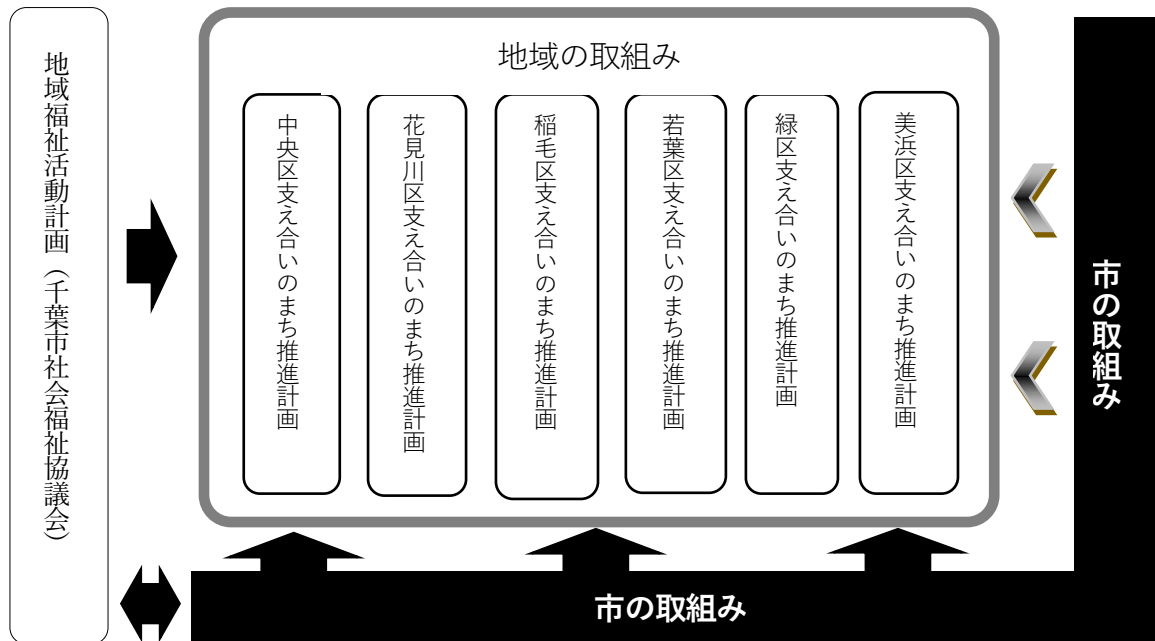
それぞれの位置づけ及び内容は、下表のとおりです。

	地域の取組み	市の取組み
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性に応じた、住民に身近な計画 ・地域の課題に対応するため、地区部会エリアごとに重点取組項目を定め、様々な主体（地区部会、町内自治会、民生委員・児童委員、赤十字奉仕団、老人クラブ、ボランティア団体、NPO、学校・PTA、社会福祉事業者など）が協働して策定・推進する計画 	基本目標や市としての方向性、取組みを示すことにより、多様な主体とともに、地域の取組みをしっかりと支え、地域住民の地域福祉活動を支援する計画
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の活動により解決を目指す課題に対する取組み ・地域の課題の解決に向けた、地域の人材と資源を活かした身近な支え合いや健康づくりなどの取組み ・支援が必要な人の日常生活に連動した支援策、取組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民活動の基盤整備に関する取組み ・地域の取組みを進めるために必要な市による支援策 ・分野別計画を横断的につなぐとともに、制度の狭間を埋める取組み ・区域では解決できない福祉課題に対する市域での取組み ・市全域で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取組み（コミュニティソーシャルワーク機能の強化など）

【地域と市の取組みの関係】

市の取組みは、区取組みをしっかりと支えつつ、市全域で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取組みを定めています。

また、市社協が策定している地域福祉活動計画については、市の取組みとの連携、地域の取組みへの支援を行う関係にあります。

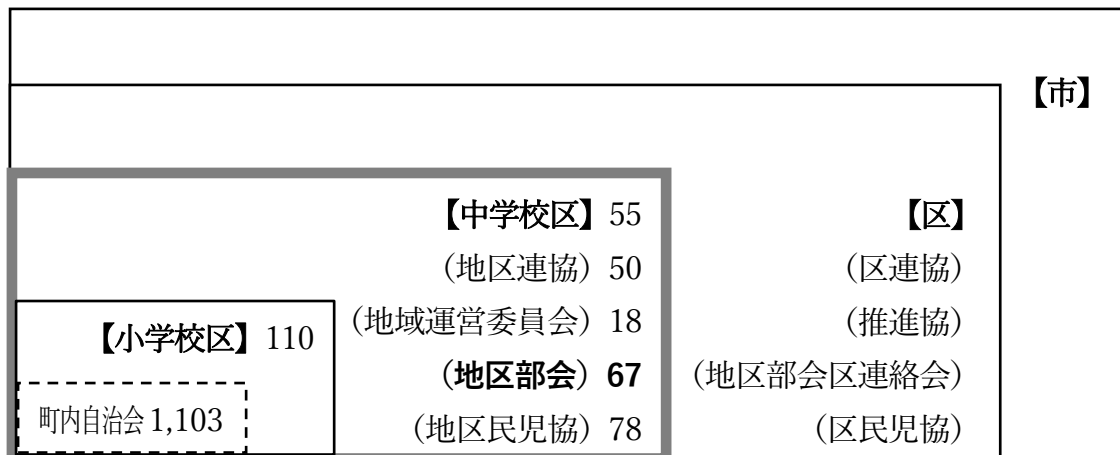


2 圏域の考え方

第4期計画に引き続き『地区部会エリア』を地域の取組みの圏域とします。地区部会エリアとは、千葉市社会福祉協議会地区部会の活動対象区域（おおむね中学校区）をいいます。しかし、「地域支え合い活動」など、一部の取組みは、町内自治会など、より身近な圏域での実施が効果的なものがあります。今後の地域共生社会の実現に向けては、今まで以上に町内自治会への働きかけを意識した事業の展開が必要です。

また、日常生活圏域の考え方については、引き続き検討していく必要があります。

【圏域のイメージ図】



3 基本理念

基本理念

住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を
ともに創っていく社会をつくる

令和5年度スタートに向けて策定中の本市の中長期的な市政運営の基本方針である次期千葉市基本計画では、「みんながいきいきと、健やかに安心して暮らせるまちを実現します」が健康・福祉分野の目標として示されるとともに、その政策の柱の1つに「住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をつくる」が掲げられる予定です。

このことを踏まえ、支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）においては、「住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をつくる」を基本理念に設定し、次期千葉市基本計画の理念や方向性を念頭に置きながら、地域住民や地域の多様な主体が世代や分野を超えて横断的につながり、すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創っていくことで、多様性が尊重され包摂される地域共生社会の実現を目指します。

4 計画策定の経過

本計画の策定にあたっては、千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において全体の審議を行うとともに、各区の支え合いのまち推進協議会において区計画の内容について協議を行い、委員の様々な意見を反映させて内容を決定しています。

また、市民説明会やパブリックコメント手続などによる意見募集を実施し、多くの市民の意見が反映されるよう努めています。

本計画の策定期間中には、新型コロナウイルスの感染拡大があり、様々な地域活動が休止や中止を余儀なくされたほか、各区の支え合いのまち推進協議会が開催できないなどの影響を受けました。このため、計画策定を1年延期するとともに、「新しい生活様式」の計画への反映などのウィズコロナ、アフターコロナへの対応を行うこととしました。また、地域活動停滞等への配慮として、区計画のうち、「具体的な取組み」及び「重点取組項目」については、中間見直しまでに各区支え合いのまち推進協議会で検討を行い、策定することも可能とし、各区の実情に応じた柔軟に対応することとしました。

第3章 支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）について

<計画策定の経過>

年月	実施内容
令和2(2020)年 1月	2019(令和元)年度第4回地域福祉専門分科会(1/30) ・支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)の策定方針(案)・ 骨子(案)について ～ 新型コロナウイルスの影響が発生 ～
4月	～ 緊急事態宣言発出(1回目)(4/7～5/24)～
8月	2020(令和2)年度第1回地域福祉専門分科会(書面開催)(8/6～12/11) ・支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)の策定スケジュール の見直しについて(1年延期)
11月	2020(令和2)年度第3回地域福祉専門分科会(11/13) ・コロナ禍における地域福祉活動について
令和3(2021)年 1月	～ 緊急事態宣言発出(2回目)(1/8～3/21)～
3月	2021(令和2)年度第4回地域福祉専門分科会(書面開催)(3/18～3/31) ・支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)の策定方針・骨子の 見直しについて
4月	～ まん延防止等重点措置適用(4/28～8/1)～
5月	WEB アンケート調査(4/30～5/10) 各区支え合いのまち推進協議会委員長等と意見交換(1回目)(5/21) ・地域活動の停滞等を踏まえた区計画策定の進め方について
6月	各区支え合いのまち推進協議会委員長等と意見交換(2回目)(6/30) ・地域活動の停滞等を踏まえた区計画策定の進め方について
7月	各区支え合いのまち推進協議会(区計画の策定作業開始)
8月	～ 緊急事態宣言発出(3回目)(8/2～9/12)～
9月	2021(令和3)年度第1回地域福祉専門分科会(書面開催)(9/2～〇/〇) ・支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)の素案について
10月	各区支え合いのまち推進協議会(区計画案の決定)
12月	2021(令和3)年度第2回地域福祉専門分科会(12/〇〇) ・支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)の原案について
令和4(2022)年 1月	計画原案の説明動画の配信 パブリックコメント手続による市民意見の聴取
3月	2021(令和3)年度第3回地域福祉専門分科会 ・支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)の最終案について ・支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)の決定

第4章 地域の取組み（住民同士の支え合い）

1 区支え合いのまち推進計画（第5期区計画）について

区計画においては、第1期（平成18(2006)～22(2010)年度）、第2期（平成23(2011)～26(2014)年度）、第3期（平成27(2015)～29(2017)年度）、第4期（平成30(2018)～令和2(2020)年度）と多くの地域の皆さんの参加を得て、日常生活における生活課題の解決へ向けて取り組んできました。

このたび策定した「区支え合いのまち推進計画（第5期区計画）」は、「支え合いのまち千葉 推進計画」の第4章として位置付けられており、今後5年間における住民が主体となった地域の取組み（住民同士の支え合い）について、「基本目標（基本理念）」、「基本方針（仕組み）」が定められています。

地域においては、新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、市社協や市の支援のもと、社協地区部会ができる限り多くの地域住民や地域団体等の地域福祉活動の担い手と連携を図りながら、活動状況の把握や活動の促進を行い、区計画に基づく取組みの推進に努めていくこととします。

2 計画期間

令和4(2022)年度から8(2026)年度までの5年間とします。

新型コロナウイルス感染症の収束の状況を注視しつつ、中間見直し等を行います。

3 区支え合いのまち推進計画のポイント

(1) 区の現状について人口等のデータを掲載するとともに、地域活動の状況等から区の課題を抽出し、「基本目標（基本理念）」、「基本方針（仕組み）」を策定しました。

(2) 新型コロナウイルスの感染拡大により地域活動が制限されていることから、「具体的な取組み」、「重点取組項目」の策定は延期し、中間見直しまでに区支え合いのまち推進協議会で検討します。その間は、第4期計画の取組みを参考に、工夫しながら、できることに取り組みます。

なお、〇〇区については、区支え合いのまち推進協議会での検討の結果、コロナ禍においてもできる活動を中心に、「具体的な取組み」、「重点取組項目」の策定を行うこととしました。

策定にあたっては、10の取組みテーマ及び5つの視点を参考にしています。

取組みテーマ

- ① 見守りの仕組みづくり
- ② 支え合いの仕組みづくり
- ③ 地域のつながりづくり
- ④ 健康づくり
- ⑤ 担い手の拡大とボランティア活動の促進
- ⑥ 福祉教育・啓発
- ⑦ 相談体制づくり
- ⑧ 情報提供の充実
- ⑨ 防災対策を通じた地域づくり
- ⑩ 防犯対策を通じた地域づくり

視点

- ① 高齢者、障害者、子どもなどの対象者別の活動から全世代型、共生型への展開
- ② 企業、学校、社会福祉事業者、NPOなど多様な主体との連携
- ③ サロンなど身近な居場所における地域住民等による相談体制づくり
- ④ 地域福祉活動への若者・子どもの参加
- ⑤ 全世代を対象とした担い手づくり

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

1 基本目標

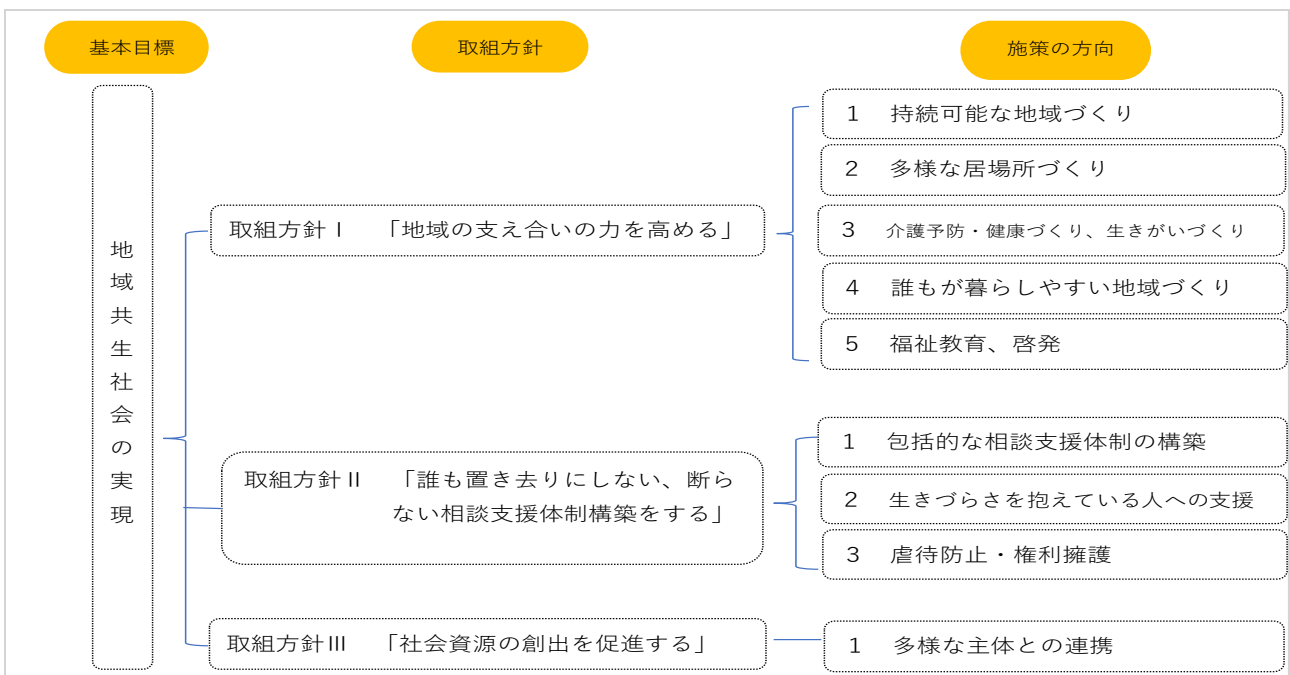
基本目標

地域共生社会の実現

市の取組みでは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指し、「地域共生社会の実現」を基本目標に設定します。

2 取組方針、施策の方向

- 第4期計画では、地域の取組みである共助との関わり方に応じて「直接的手法」と「間接的手法」に分類し、さらに、公助の手法に応じて9つの「サービス類型」に分類していましたが、第5期計画では、基本目標を実現するための市が取り組むべき施策について、「基本目標」「取組方針」「施策の方向」の3本立ての構成により、わかりやすいシンプルな形態としました。
- 新型コロナウイルス等の感染症への対応として、「新しい生活様式」やオンラインの活用等の視点を取り入れています。



・基本目標 『地域共生社会の実現』

◆取組方針Ⅰ「地域の支え合いの力を高める」

施策の方向1 持続可能な地域づくり

主要施策（1）コロナ等の感染症禍における地域福祉活動の再開・継続への支援

主要施策（2）地域福祉活動におけるオンラインの活用支援

主要施策（3）地域づくりの担い手、リーダーの育成

施策の方向2 多様な居場所づくり

主要施策（1）居場所（通いの場）の拡充

主要施策（2）地域福祉活動の拠点確保

施策の方向3 介護予防・健康づくり、生きがいづくり

主要施策（1）介護予防・健康づくり

主要施策（2）生きがいづくり

施策の方向4 誰もが暮らしやすい地域づくり

主要施策（1）生活支援サービスの拡充

主要施策（2）地域見守り体制の充実

主要施策（3）防犯体制の強化

主要施策（4）災害に備える地域づくり

施策の方向5 福祉教育・啓発

主要施策（1）福祉教育の推進

主要施策（2）啓発活動の推進

◆取組方針Ⅱ「誰も置き去りにしない、断らない相談支援体制を構築する」

施策の方向1 包括的な相談支援体制の構築

主要施策（1）包括的な支援体制の在り方等の検討

主要施策（2）コミュニティソーシャルワーク機能の強化（CSW増員等）

主要施策（3）地域の居場所（通いの場）へのアウトリーチの拡充

主要施策（4）サロンなど身近な居場所における地域住民等による相談体制づくりへの支援

施策の方向2 生きづらさを抱えている人への支援

主要施策（1）生活のしづらさを抱えている方々への対応

主要施策（2）自殺対策

- 主要施策（3）生活困窮者自立支援の促進
- 主要施策（4）住宅確保要配慮者に対する支援
- 主要施策（5）再犯防止の推進
- 主要施策（6）子どもの貧困への対応

施策の方向3 虐待防止・権利擁護

- 主要施策（1）虐待防止
- 主要施策（2）日常生活自立支援事業の充実
- 主要施策（3）成年後見制度利用促進

◆取組方針Ⅲ 「社会資源の創出を促進する」

施策の方向1 多様な主体との連携

- 主要施策（1）社会福祉法人の公益的な取組の促進
- 主要施策（2）企業、学校、NPOなど多様な主体との連携の促進
- 主要施策（3）新たなプラットフォームの形成
- 主要施策（4）コミュニティソーシャルワーク機能の強化（CSW増員等）【再掲】
- 主要施策（5）生活支援サービスの拡充【再掲】
- 主要施策（6）生活困窮者自立支援の促進【再掲】
- 主要施策（7）住宅確保要配慮者に対する支援【再掲】

取組方針Ⅰ 地域の支え合いの力を高める

施策の方向1 持続可能な地域づくり

【主要施策（1）】 コロナ等の感染症禍における地域福祉活動の再開・継続への支援

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1					
2					

【主要施策（2）】地域福祉活動におけるオンラインの活用支援

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1					
2					

【主要施策（3）】地域づくりの担い手、リーダーの育成

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1					
2					

<参考> 「施策の方向1 持続可能な地域づくり」に関連する千葉市社会福祉協議会の取組み

取組み・事業	内容

施策の方向2 多様な居場所づくり

【主要施策（1）】居場所（通いの場）の拡充

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1					
2					

【主要施策（2）】地域福祉活動の拠点確保

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1					
2					

<参考> 「施策の方向2 多様な居場所づくり」に関連する千葉市社会福祉協議会の取組み

取組み・事業	内容

施策の方向3 介護予防・健康づくり、生きがいつくり

【主要施策（1）】介護予防・健康づくり

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1					
2					

【主要施策（2）】生きがいつくり

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1					
2					

<参考> 「施策の方向3 介護予防・健康づくり、生きがいくくり」に関連する千葉市社会福祉協議会の取組み

取組み・事業	内容

施策の方向4 誰もが暮らしやすい地域づくり

【主要施策（1）】生活支援サービスの拡充

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1					
2					

【主要施策（2）】地域見守り体制の充実

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1					
2					

【主要施策（3）】防犯体制の強化

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1					
2					

【主要施策（4）】災害に備える地域づくり

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1					
2					

<参考> 「施策の方向4 誰もが暮らしやすい地域づくり」に関連する千葉市社会福祉協議会の取組み

取組み・事業	内容

施策の方向2 福祉教育・啓発

【主要施策（1）】福祉教育の推進

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1					
2					

【主要施策（2）】啓発活動の推進

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1					
2					

<参考> 「施策の方向2 福祉教育・啓発」に関連する千葉市社会福祉協議会の取組み

取組み・事業	内容

取組方針Ⅱ 誰も置き去りにしない、断らない相談支援体制を構築する

施策の方向1 包括的な相談支援体制の構築

【主要施策（1）】包括的な支援体制の在り方等の検討

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1					
2					

【主要施策（2）】コミュニティソーシャルワーク機能の強化（CSW増員等）

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1					
2					

【主要施策（3）】地域の居場所（通いの場）へのアウトリーチの拡充

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1					
2					

【主要施策（4）】 サロンなど身近な居場所における地域住民等による相談体制づくりへの支援

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1					
2					

<参考> 「施策の方向1 包括的な相談支援体制の構築」に関連する千葉市社会福祉協議会の取組み

取組み・事業	内容

施策の方向2 生きづらさを抱えている人への支援

【主要施策（1）】 生活のしづらさを抱えている方々への対応

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1					
2					

【主要施策（2）】 自殺対策

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1					
2					

【主要施策（3）】生活困窮者自立支援の促進

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1					
2					

【主要施策（4）】住宅確保要配慮者に対する支援

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1					
2					

【主要施策（5）】再犯防止の推進

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1					
2					

【主要施策（6）】子どもの貧困への対応

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1					
2					

<参考> 「施策の方向2 生きづらさを抱えている人への支援」に関連する千葉市社会福祉協議会の取組み

取組み・事業	内容

施策の方向3 虐待防止・権利擁護

【主要施策（1）】虐待防止

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1					
2					

【主要施策（2）】日常生活自立支援事業の充実

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1					
2					

【主要施策（3）】成年後見制度利用促進

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1					
2					

<参考> 「施策の方向3 虐待防止・権利擁護」に関連する千葉市社会福祉協議会の取組み

取組み・事業	内容

取組方針Ⅲ 社会資源の創出を促進する

施策の方向1 多様な主体との連携

【主要施策（1）】社会福祉法人の公益的な取組み

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1					
2					

【主要施策（2）】企業、学校、NPO など多様な主体との連携の促進

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1					
2					

【主要施策（3）】新たなプラットフォームの形成

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1					
2					

【主要施策（4）】コミュニティソーシャルワーク機能の強化（CSW増員等）【再掲】

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1					
2					

【主要施策（5）】生活支援サービスの拡充【再掲】

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1					
2					

【主要施策（6）】生活困窮者自立支援の促進【再掲】

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1					
2					

【主要施策（7）】住宅確保要配慮者に対する支援【再掲】

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1					
2					

<参考> 「施策の方向1 多様な主体との連携」に関連する千葉市社会福祉協議会の取組み

取組み・事業	内容

第6章 成年後見制度利用促進計画

1 基本計画策定にあたって

(1) 成年後見制度利用促進計画策定の背景

.....
.....
.....
.....
.....

(2) 成年後見制度の趣旨及び内容

.....
.....
.....
.....
.....

2 成年後見制度を必要とする人を取り巻く状況と課題

(1) 状況

【高齢者の状況】

高齢者数及び高齢化率の推移

認知症高齢者数の推移

療育手帳所持者数・精神障害者保健福祉手帳所持者数・自立支援医療（精神通院医療）
受給者証所持者数の推移

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

成年後見制度の認知度の結果

制度利用についてのアンケート結果

【成年後見制度に関する取組み状況】

・申立て件数（家庭裁判所提供）
・成年後見制度利用者数（家庭裁判所提供）
・成年後見制度利用支援事業（市長申立て・報酬助成）の実施件数

(2) 課題

-
-
-
-

3 計画の基本方針と施策の体系及び展開

(1) 基本方針

.....
.....

(2) 施策の体系

○施策1	成年後見制度の普及啓発
○施策2	成年後見制度の利用に向けた支援の充実
○施策3	チームによる適切な支援の実施
○施策4	後見活動者の担い手の養成・育成支援
○施策5	成年後見制度利用促進に向けた体制整備

(3) 施策の展開

【施策1】 成年後見制度の普及啓発

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1	成年後見制度に関する広報	市民及び医療・福祉関係者、金融機関等に向けた講習会の開催			
		市民向け啓発パンフレットの作成・配布			
		ホームページを通じた制度の周知等			

【施策2】 成年後見制度の利用に向けた支援の充実

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1	相談体制の充実及びスクリーニングの実施				
2	成年後見に関する申立て支援				
3	成年後見に関する市長申立て手続きの支援				
4	支援対象者に関わる個人・団体等への研修の実施				

第6章 成年後見制度利用促進計画

【施策3】 チームによる適切な支援の実施

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1	関係機関との連携による適切な支援の実施				
2	あんしんケアセンターや障害者基幹相談支援センターが開催する地域ケア会議及びケース会議等との連携				

【施策4】 後見活動の担い手の養成・育成支援

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1	市民後見人の養成・育成支援				
2	市民後見人へのスキルアップ研修の実施				
3	後見活動者の育成支援				
4	後見活動者への研修の実施				

【施策5】 成年後見制度の利用促進に向けた体制整備

No	事業・施策名 [担当課]	内容			
		指標項目	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1	中核機関の設置・機能強化	(1) 中核機関の設置			
		(2) 中核機関の運営			
		(3) 中核機関が担う具体的機能 ①広報機能 ②相談機能 ③利用促進機能 ④後見人支援機能			
2	地域連携ネットワーク協議会				
3	「チーム」による支援体制の構築				
4	成年後見制度利用支援事業				

第7章 取組事例

地域福祉活動をより積極的に推進するため、活動の参考となるコロナ禍で活動を継続するために工夫している取組事例をご紹介します。

1 ○○○○○

取組事例

2 ○○○○○

取組事例

○ ○○○○○

取組事例

第8章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 地域の体制

各地域において取組みを進めるにあたっては、地域住民の福祉の増進を図ることを目的に活動している社協地区部会が、町内自治会、地域運営委員会、青少年育成委員会、老人クラブ、赤十字奉仕団、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、学校・PTA、社会福祉事業者等、地域の担い手となる様々な組織や団体と連携・調整を図りながら、地区部会エリア内の活動状況の把握や活動の促進を行い、区計画に基づく取組みを推進していきます。

また、区支え合いのまち推進協議会は、各地域（地区部会エリア）の活動状況を確認し、取りまとめるとともに、成果事例の共有や取組みの推進方法の検討を行い、区計画を推進する役割を担います。

(2) 市の体制

福祉・保健などの対象別の個別計画と連携し、整合・調整を図りながら取組みを進めるとともに、防犯、防災、教育、就労、交通、環境、まちづくりなど市民生活に関連が深い分野とも連携が必要となるため、庁内横断的に関連部署との連携を密にして本計画を推進していきます。

本市では、庁内横断的な組織として、「地域共生社会推進事業部」が平成29年度に設置され、地域共生社会の実現に向けて、取り組んでいます。

また、本計画においては、地域の取組み（住民同士の支え合い）の支援を市の役割として位置付けており、地域への支援または地域との連携を行う窓口として、区（区役所・保健福祉センター）が市社協の区事務所と連携して、区支え合いのまち推進協議会の開催や地域活動に対する助言・相談対応などを実施します。

(3) 千葉市社会福祉協議会との連携

市社協は、市との連携により、各種の福祉サービスを提供する主体として、また、社協地区部会・ボランティア団体等の活動を育成、調整する主体として、重要な役割を果たしています。

本計画においても、市と市社協を共に地域の取組み（住民同士の支え合い）を支援する主体として位置付けていることから、両者が連携して地域福祉の充実に取り組んでいくことが必要です。

とりわけ、実際に地域に入って活動する市社協コミュニティソーシャルワーカーとの情報共有を密接にし、地域のニーズを的確にとらえていく必要があります。

市は、市社協が今後も幅広い活動を展開し内容の充実を図ることができるよう支援

するとともに、「千葉市と千葉市社会福祉協議会の協議の場」を活用し、本計画と市社協が策定する地域福祉活動計画との連携を図り、事業や施策の検討・推進について協働で取り組みます。

(4) 区支え合いのまち推進協議会

区計画の推進を目的として、情報の収集や議論・意見交換を通じ、地域生活課題や成果事例の共有、計画の進捗確認や推進方法の検討などを行う合議体です。

社協地区部会等の地域福祉活動団体や社会福祉事業者などから選任された委員及び公募の委員で構成され、主に次に掲げる事項を所掌します。

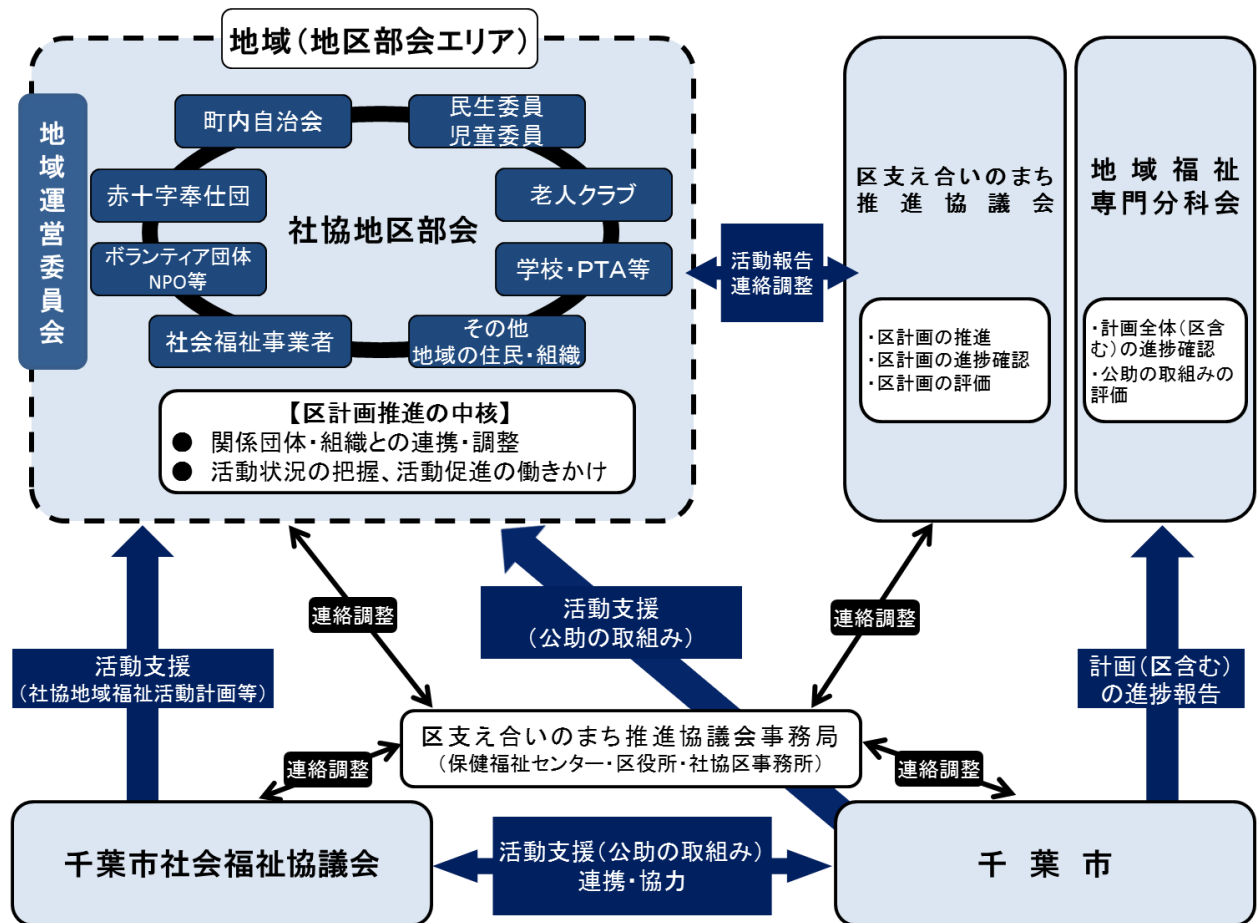
- ① 区支え合いのまち推進計画に関する広報
- ② 地域福祉に関する情報収集、活動団体間の情報交換・連絡調整
- ③ 区支え合いのまち推進計画に位置付けられている取組みの推進状況の確認・評価

(5) 千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

社会福祉事業者及び学識経験者等で構成され、地域福祉に関する事項を調査審議する本市の附属機関です。

地域福祉専門分科会では、本計画の趣旨を踏まえ、地域福祉の推進や本計画の進捗状況や評価についての検討・審議を行います。

【「支え合いのまち千葉 推進計画」の推進体制のイメージ】



2 計画の評価

(1) 本計画の策定趣旨を踏まえ、地域に関わる様々な皆さんの意見を反映させながら計画を推進するため、地域福祉専門分科会と各区支え合いのまち推進協議会において、それぞれ毎年度、計画の進捗確認及び評価を行います。

(2) 「第4章 地域の取組み（住民同士の支え合い）」の取組みについては、各区支え合いのまち推進協議会が、社協地区部会から随時各地区部会エリア内の実施状況の報告を受け、区計画の推進状況として取りまとめ、それに基づき成果と課題について検証します。

また、市が年度ごとに、各区推進協で取りまとめられた区計画の推進状況を、地域福祉専門分科会へ報告します。

なお、「具体的な取組み」の策定を延期することとした区については、評価は行いません。

- (3) 「第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）」の施策については、地域福祉専門分科会が、市から年度ごとに実施状況の報告を受け、それに基づき成果と課題について検証します。

(1) 目標設定・評価の考え方

① 地域の取組み

地区部会エリアにおける目標は、地域の実情に応じて設定し、定性評価の手法で、自己評価を行います。

② 市の取組み

目標設定は、可能な限りアウトカム指標を採用し、評価の手法を事業・取組みごとに、定性評価と定量評価に分け、各所管課において、自己評価を行います。

③ 評価の考え方

評価にあたっては、プロセス、前年度との比較や外部要因、理由を含めて、多角的に分析・考察を行います。

また、今後の分析のため、市民アンケートなど意識調査の実施を検討します。

(2) 評価手法について

① 定量評価

主に量的な成果を評価（市の取組み）

達成状況	内容
S	年度目標を上回る業務量が達成できた場合
A	年度目標にしている業務量を概ね（8割以上）達成できた場合
B	年度目標にしている業務量の一部（5割以上）を達成できた場合
C	年度目標にしている業務量を大きく下回った（5割未満）場合

② 定性評価

取組みの内容や体制の構築などを評価（市の取組み及び地域の取組み）

達成状況	内容
◎	年度目標以上のものが達成できた場合
○	年度目標が概ね達成できた場合
△	年度目標の一部が達成できた場合
×	年度目標が全く達成できなかった場合（ほとんど達成できなかった場合も含む）

なお、評価のあり方については、引き続き検討していく必要があります。

資料編

I	社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員一覧	○ -
II	区支え合いのまち推進協議会委員一覧	○ -
III	掲載事業一覧（第5章 市の取組み）	○ -
IV	保健福祉相談窓口一覧	○ -
V	各種統計データ等	○ -
	（1）区別データ	○ -
	（2）社協地区部会一覧	○ -
	（3）市内施設一覧	○ -
VI	地域福祉に関するアンケート調査結果	○ -
VII	市民意見	○ -